

機密保持契約書

_____ (以下「甲」という) と _____ (以下

「乙」という)は、不動産取引に関して、甲乙間で相互に開示する情報の取扱いについて以下のとおり機密保持契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条(機密情報)

本契約にいう「機密情報」とは本契約の締結、本件の検討において相互に開示し、受領または知得した本件に関するすべての情報をいう。なお、本契約において甲又は乙のうち、「機密情報」を開示した者を「開示者」、開示を受けた者を「被開示者」という。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、本契約における「機密情報」として取り扱わないものとする。
 - (1) 開示者より開示を受けた時点で既に公知であった情報、又は既に被開示者が保有していた情報
 - (2) 開示者より開示を受けた後、被開示者の責によらず公知となった情報
 - (3) 被開示者が機密保持義務を負うことなく正当な権利を有する第三者から合法的に入手した情報
 - (4) 開示された情報によらずして被開示者が独自に開発した情報
 - (5) 開示者が機密保持義務を課することなく第三者に開示した情報

第2条(目的外使用の禁止)

甲及び乙は、「機密情報」を本件以外の目的に一切使用してはならないものとする。

第3条(機密保持義務)

甲及び乙は、開示者の事前の書面による承諾なくして、「機密情報」をいかなる第三者に対しても開示又は漏洩せず、機密として保持するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、自社及び後記表示の関係会社の取締役、執行役員、監査役、従業員、ならびに顧問契約を締結している弁護士、公認会計士等に対して、本件検討のために必要最小限度の範囲内で「機密情報」を開示できるものとする。この場合、甲及び乙はこれらの者に対して、甲及び乙が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとし、その在職中・退職後、あるいは顧問契約の期間中・期間後を問わず、「機密情報」を保持させるものとする。
- 3 甲及び乙は、行政庁、裁判所、捜査機関、その他公的機関等から法令若しくは規則又はそれらに基づく決定・命令・指示等に基づいて、「機密情報」に関する照会等があった場合には、これらの機関等に対して「機密情報」を開示することができるものとする。
- 4 甲及び乙は、善良なる管理者の注意をもって、機密情報が本契約書に反して開示・漏洩されないように措置を講じるものとする。

第4条(機密情報の返還)

甲及び乙は、本件の検討が終了した場合、又はそれぞれ相手方より返還請求があった場合には、相手方の指示に従い「機密情報」およびその複製物を相手方に対して速やかに返還し又は破棄するものとする。

第5条(機密保持の期間)

本契約の有効期間は、本契約の締結日より1年間とする。また、前条に基づく返還もしくは破棄が行なわれた後は、本書に定める権利義務は消滅するものとします。

ただし、甲および乙の顧客に関する情報については、第2条、第3条、第6条および第7条の規定は、本契約の終了後も有効に存続するものとする。

第6条(損害賠償)

甲及び乙は、故意または過失により本契約に定める各条項に違反し、これに起因して損害が発生した場合は、損害賠償責任を負うものとする。

第7条(管轄裁判所)

本契約に関する紛争については、地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

第8条(協議)

本契約に定めなき事項又は解釈上疑義を生じた事項については、その都度、甲乙誠意をもって協議するものとする。

本契約を締結したことを証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲

乙